

川崎市立西野川小学校いじめ防止基本方針

1. 令和6年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

学校教育目標

- 1 明るく元気な子……心身をきたえ、問題を進んで解決するようにします
- 2 仲良く助け合う子……互いに認め合い、よりよくかかわれるようにします
- 3 よく考え工夫する子…知的好奇心をもって、学びを深めていくようにします
- 4 最後までやりぬく子…あきらめないで最後までやりぬくようにします

学校経営方針

- I 豊かな心でふれ合う学校
- II 学びを楽しむ学校
- III 健康で安心な学校
- IV 共に歩み、つながり合う学校

めざす子ども像

- 1 明るく元気な子
- 2 仲良く助け合う子
- 3 よく考え工夫する子
- 4 最後までやりぬく子

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

I 豊かな心で ふれ合う学校	II 学びを楽しむ学校	III 健康で安心な学校	IV 共に歩み、 つながり合う学校
<ul style="list-style-type: none"> ○命、こころを大切にすることを推進する。 ○自己肯定感を高め、他者を尊重する態度を育てる。 ○子どもたちの主体的な活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。 ○指導力向上を目指して研究を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康や安全への児童の意識を高める。 ○児童の安全確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や保護者と目指す子ども像の共有を図る。 ○情報発信により、新たな「つながり」を生み出す。

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> ○自分の人権と共に他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てる。 ○いじめや暴力は許されないという学校環境を構築する。 ○自立活動を育成し、児童間の交流を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童につけさせたい力を明確にし、授業展開を工夫する。 ○子ども自身が課題をもち、解決していく授業づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育の授業を充実させる。 ○キラキラタイムを計画的に実施し、継続的な体力作りにつなげる。 ○教職員の危機管理意識を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校情報の発信を積極的に行う。 ○保護者や地域の教育力を生かす。 ○学校評価を生かして教育活動を展開する。
---	---	--	--

重点に係る具体的な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の推進 ・人権尊重教育の充実 ・善悪を判断する力を養う取り組み、いじめや暴力は許されないという姿勢での教育活動の推進 ・縦割り班活動を活用した異学年の豊かな交流の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎・基本の確実な定着と、個に応じた指導の充実 ・主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ・目指す子ども像を達成するためのカリキュラム・評価計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と連携した生活リズム（早寝・早起き・朝ごはん）定着への取り組みの推進 ・運動する楽しさを味わわせる活動の工夫 ・教室内の安全環境に対する意識の向上 ・近隣校との安全情報の共有 ・防災意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校HPや学校・学年だより等での情報発信の充実 ・地域、PTAと協力した児童の健全な育ちを見守る活動の充実（あいさつ運動など） ・情報の適切な公開による良い点や課題の共有
---	--	---	--

2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6. 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長
教頭
総括教諭
教務主任
支援教育コーディネーター
養護教諭
児童支援部
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針等の見直し

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
 - 1年 2年
 - 3年 4年
 - 5年 6年
- ・相談窓口、相談の管理、運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

【児童・保護者・地域との連携】

- ・運営委員との連携
- ・PTAとの連携
- ・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・家庭センター（児童相談所）との連携

7. 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・1回目効果測定の実施 ・第1回学校生活アンケートの実施、個別面談 【児童生徒指導点検強化月間】の取り組み (いじめを考える道徳の授業実践、アンケートを受けての個別面談) ・教育相談週間の実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期ふりかえりアンケートの実施 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・教育相談週間の実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校へ行こう週間「人権教育の授業の実施」 ・情報モラル授業の実施 ・2回目効果測定の実施 ・第2回学校生活アンケート実施、個別面談
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止標語の募集 ・教育相談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制振り返り月間】の取り組み ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回効果測定の実施 ・学年末ふりかえりアンケートの実施 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

学校の取組

『児童の自主的な企画・運営』

- ・運営委員会からの全校児童への呼びかけや、人間関係づくりの集会やレクリエーション

1年生歓迎集会

各委員会による全校集会、レクリエーションによる異学年交流

いじめ防止標語の校内掲示

- ・あいさつ運動や清掃活動

第1、3火曜日の各学年のあいさつ運動

地域清掃活動

公園清掃

『交流活動の活性化』

- ・縦割り活動

5、6年生が企画した集会

縦割り給食

書き初め展感想交流

6年生を送る会

- ・小中連携活動

6年生の中学校体験（授業・部活動）

中学生の職業体験受け入れ

支援級交流

小中合同（中学校区）での研修会、授業参観

- ・町内会・子ども会などの地域行事への参加

保護者の取組（PTA活動）

- ・あいさつ運動への参加
- ・広報誌での呼びかけ
- ・おやじの会主催のレクリエーション（ペットボトルロケット・どんど焼き）
- ・PTA主催「ふれあい西野川」の開催

地域住民の取組

- ・学校運営協議会への参加
- ・「ふれあい西野川」での野菜販売
- ・あいさつ運動への参加
- ・地域での見守り活動
- ・地域パトロールの実施